

10－16. 感冒

目次

I. 疾患の概要	3
II. 感染制御部への報告	3
III. 感染対策（含患者隔離）	3
IV. 患者に接する医療従事者	3
V. 感受性者に対する2次感染予防	3
VI. 感冒に罹患した職員の就業	3
VII. その他	3

改訂履歴

発行日	作成者および 改訂者	内容
2023 年 12 月 6 日	石黒 信久 小山田 玲子 渡邊 翼	第 7 版発行

I. 疾患の概要

1. 病原体名：風邪の80%以上がウイルス感染といわれている。コロナウイルス、パラインフルエンザウイルス、RSウイルス、ヒトメタニューモウイルス、アデノウイルス、ライノウイルスなど200種類以上のウイルスが感冒を引き起こす。FilmArray呼吸器パネル2.1等により、これらのウイルスが見つかる機会が増えた。
2. アデノウイルス、RSウイルス、ヒトメタニューモウイルス等については別途記載している。コロナウイルス、パラインフルエンザウイルス、ライノウイルス/エンテロウイルスが検出された場合には本項に従う。

II. 感染制御部への報告

1. 感染制御部(内線5703)への報告：入院患者については報告が必要である。外来患者と職員の報告は不要。

III. 感染対策（含患者隔離）

1. 入院患者に発症した場合には、速やかに退院していただく。退院できない場合には個室に隔離して、接触感染予防策を実施する（感染経路別予防策参照）。
2. 隔離期間：主要症状が消退した後2日を経過するまで隔離する。

IV. 患者に接する医療従事者

1. 医療従事者の手指を介して感染が拡大することが多い。手指は十分な流水で物理的にウイルスを除去し、消毒用エタノールや速乾性手指消毒薬をなじませて乾燥させる。
2. 診療器具を介した感染拡大も多い。有効な消毒薬は0.1%次亜塩素酸ナトリウムであるが皮膚や診療器具には使用できない。
3. 診察者や診察介助者はディスポーザブル手袋を使用する。

V. 感受性者に対する2次感染予防

1. 接触感染予防策を遵守することが重要である。
2. 次亜塩素酸ナトリウムによる除菌清掃を検討する。清掃範囲、回数、期間等は個別に検討する。

VI. 感冒に罹患した職員の就業

1. 主要症状に改善傾向があれば、出勤可能とする。

VII. その他